

1. 建築物

[17]授乳及びおむつ替えの場所

整備の基本的考え方

乳幼児を連れて出かける場合、さまざまな面で行動の制約があります。そのため、特に乳幼児に欠かさない授乳やおむつ替えの場所を整備する必要があります。

整備基準

医療施設及び物品販売業を営む店舗のうち用途面積が3,000㎡以上のもの、停車場等のうち1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上あるもの並びに保健所、市町村保健センターその他これらに類するものには、授乳及びおむつ替えをすることができる場所を設けること。

さらに望ましい基準

○解説

※授乳及びおむつ替えをすることができる場所：個室であることが望ましいが、やむを得ない場合でも、周囲からの視線の遮断が可能な場所。

○配慮事項

・ベビーベッド、長いす、湯沸器、流し台、ゴミ箱、存物棚などが整備されていること。

参考解説図

■専用個室の整備例

